

第 4 次国土利用計画裾野市計画 素案のポイント

(1) 新たな計画期間における記載内容の更新

・第 4 次国土利用計画裾野市計画では、計画の目標年次を 2030 年（令和 12 年）とし、2021 年（令和 3 年）からの 10 年間に於ける裾野市の土地利用に関する計画を定める。

(2) 第 5 次裾野市総合計画と連動した人口フレームの設定

・2025 年（令和 7 年）に社会移動が均衡し、合計特殊出生率が 2.07 に上昇した場合（パターン②）は、2030 年（令和 12 年）には 50,360 人、2060 年（令和 42 年）には 44,587 人となり、その後 40,000 人程度で安定することが予想されている。

(3) 社会情勢や本市の実情を踏まえた記載の追加

追加項目	裾野市における土地利用への影響	追記箇所
第 5 次裾野市総合計画（素案）	各項目において、計画書（素案）との整合	
ウーブンシティ建設の発表	○社会情勢の変化や企業の集積に伴う、住宅地・工業用地の増加。	○土地利用の基本方針 ○土地利用区分別の基本方向 ⇒農地、宅地（住宅地） ○必要な措置の概要 ⇒土地利用の転換の適正化、土地の有効利用の促進（住宅地）
国土強靱化に関する内容	○自然災害時における機能不全を防ぐために、狹隘道路の拡幅整備など、安全・安心な空間の確保	○土地利用の基本方針 ○土地利用区分別の基本方向 ⇒水面・河川・水路、道路、宅地（住宅地） ○必要な措置の概要 ⇒地域整備施策の推進、土地利用に係る環境の保全及び安全の確保、土地の有効利用の促進（道路）
次世代産業の発展	○土地利用転換による農地の減少と工業用地の増加。	○土地利用の基本方針 ○土地利用区分別の基本方向 ⇒農地 ○必要な措置の概要 ⇒地域整備施策の推進、土地利用に係る環境の保全及び安全の確保、土地利用の転換の適正化、土地の有効利用の促進（農地、工業用地）
その他	・裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 ・都市計画法第 34 条第 2 号運用基準（案）に関する事項	
将来都市構想図	・裾野市都市計画マスタープランで位置づけた拠点を反映 ・産業集積ゾーンの拡大及び新規位置づけ（県道仙石原新田線沿い及び富沢地区の一部） ・生活交流ゾーン（深良地区周辺）の拡大	